

市長定例記者会見資料



令和元年 11 月 26 日	
所 属	財政課
所属長	木山 幸介
電 話	06-6489-6155

ふるさと納税の返礼品に「電子感謝券」を追加 ～市内の加盟店舗・施設での宿泊や飲食に使用可能なポイント制度を導入～

1 趣旨

尼崎市は、市内の加盟店舗・施設で宿泊や飲食などに利用できるポイント制度「電子感謝券」を12月3日以降、ふるさと納税の返礼品に追加します。

本市のふるさと納税は、地元メーカーの菓子やレストランの食事券など、約120の返礼品を用意しており、市外の方にも、より本市に親しみを持って応援したいと思っていただくため、新たな観光施設である尼崎城への入城料や宿泊施設である「都ホテル 尼崎」「ホテルヴィスキオ尼崎」「ホテルファーストステイ尼崎」での宿泊や飲食で利用できる共通ポイント「電子感謝券」を返礼品に追加いたします。

寄附後、即時にポイントが寄附者に付与される仕組みであることから、寄附者にとっては、必要な場面でポイントを利用することができ、本市を気軽に訪れ、まちの魅力に触れていただくきっかけにしたいと思います。

2 電子感謝券の概要

ふるさと納税サイト「ふるさとチョイス」を運営する㈱トラストバンクが昨年5月より開始した電子ポイントサービスで、ふるさと納税を行うことで所定のポイントが付与される仕組みです。

11月25日時点で32団体が導入しており、阪神間では本市が最初の導入となります。

3 電子感謝券の利用手順

「ふるさとチョイス」からクレジットカード決済で寄附を行うことが必要です。返礼品として電子感謝券を選択し、本市へ寄附を行うと、決済と同時にポイントが付与されます。付与ポイントは寄附金額の3割で有効期間は2年間です。1ポイント=1円で利用することができます。付与されたポイントは専用の電子感謝券アプリを使用し、加盟店の店頭に掲示されたQRコードを読み取り、利用するポイント数を入力することで支払いが可能です。

※加盟店側は新たに専用端末を準備する必要はありません。

4 導入開始時期

12月3日から

5 利用対象者

市外在住者

6 今後の対象店舗（加盟店）拡充

当初は尼崎城及び「都ホテル 尼崎」「ホテルヴィスキオ尼崎」「ホテルファーストステイ尼崎」の4施設を加盟店・施設とし、尼崎城は入城料、ホテルは宿泊料金及び館内の飲食店利用料金を対象範囲とします。

今後、飲食や宿泊等サービスを提供する市内の店舗・施設を中心に対象店舗を広げます。

また、現在、各所属が発行している市内で使えるポイントについて見直しの検討が進められており、その中に電子感謝券のポイントを含めることで対象店舗の拡充を図っていきます。

以 上